

共通要求

1, 実質的な地方交付税である「臨時財政対策債」を活用しない方針を改め、行政サービス維持・向上の財源にあてることを要望します。削減した市民向け施策の復活と、新たな市民要望の実現を図ることを要望します。

*政策部 財政課

ご指摘のとおり臨時財政対策債は、その償還費用に後年の地方交付税が充てられることから、実質的な地方交付税の代替財源であると言われていています。

とはいえ、臨時財政対策債は地方債であり、借入により地方債残高は増額となります。また、現行の制度が将来にわたり継続されるかは不明であることから、極力臨時財政対策債の借入に頼らない財政運営を行っていく必要があります。

このため当市では、臨時財政対策債を借入ない、基金を取り崩さないことを基本とした収支均衡型予算の達成を目指し、予算の編成を行っています。

現下の厳しい財政状況のもと収支均衡型予算を達成するため、平成24年度予算においては、削減もやむを得ないとの判断に至った事業もあります。その一方で、生活保護費や障害者自立支援給付費、保育所入所児委託など市民生活を守るための扶助費については増額となっています。

今後においても、市民の生命・健康・福祉を守ることを基本に限られた財源の中で、行政サービスの維持・向上及び市民要望の実現に向けた予算編成に努めてまいります。

2, 国分寺駅北口の周辺整備は、再開発の市負担を軽減し、国分寺にふさわしい個性的なまちなみ並み景観と、買いまわりのできる商業エリア計画に見直すことを要望します。

*都市開発部 国分寺駅周辺整備課

本事業においては国や都の補助金を活用し、また特定建築者制度の導入などにより市負担を軽減するように努力しています。

再開発ビルについては、まちのシンボルとなるよう、景観等に配慮するとともに、広場の作り方も、国分寺らしさを体現できるよう工夫しています。

現在の計画は、市民の皆さんの参加を得つつ平成19年に策定した国分寺駅周辺地区まちづくり構想をベースにしたものです。同構想においては、「誰もが安心・安全に買い回りが楽しめる環境の整備」をはじめ、駅周辺地区全体での商業まちづくり方針として定めています。

3, 自治基本条例の基本理念である「市民の知る権利」の保障は、単に、市方針の説明会で足りるものではありません。「十分に市民の意見を聞いて決定する」過程が「参加と協働」の源泉です。政策の立案、実施にあたってこの立場を堅持することを要望します。

*政策部 政策経営課

自治基本条例の基本理念は、第3条において、「市民と市は、主権者である市民の意思が

生かされる市政，市民の意思に基づいて自主的かつ自立的に運営される市政を目指します。そのため，市は，知る権利を保障し，参加と協働を推進します。」とあります。

第6条において，参加と協働の推進を定め，第7条において，参加と協働の方法について明記しています。この条例に基づいて，今後も，市民等との協働により様々な検討を進めてまいります。

重点要求

■■■国分寺市保育園保護者の会連合会■■■

児童福祉法第24条では「市町村は，保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により，その監護すべき乳児，幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において，保護者から申込みがあったときは，これらの児童を保育所において保育しなければならない。」となっております。国分寺市にて特に0～2歳までの待機児童が解消されていない現実は，法律違反といえます。また，待機児童の数値的な減少だけが目的ではなく，質の整った保育体制における受け入れ体制を要求いたします。

1. 公設公営の認可保育園を維持しながら質の伴った認可保育園の増設を要求します。

近年の数字上における待機児童の解消は，一見改善されているように見え，更に市の「保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画」の推進は評価できる部分があります。しかしながら，平成24年度の保護者連アンケートでは「保育全体計画（民営化推進）」には保護者の不安の声が多数挙がってきているのも事実です。アンケートの結果は賛成19.1%，反対39.7%，わからない38.7%となっております。

アンケートの結果において，民営化反対の理由として最も多いのが，「民設民営では保育内容について市が介入できないので，質が保証されないから」で，次いで「公設公営は市が責任を持って運営しているので，安心して子どもが任せられるから」となっています。

保護者の大多数が「安心のできる保育」を求めています。保護者は，コスト優先の経営が先行することで不安定になる職員体制，責任の所在の曖昧化を懸念していますが，特に強い懸念をいただいているのが民営化による保育の質の低下です。よって市が責任を持って公設公営の認可保育園を維持しながら，質の伴った認可保育園の増設をすることを要望します。

***こども福祉部 保育課**

国分寺市では保育の公的責任の一つである待機児童の解消に向け，平成22年度にぶんじっこ保育園分園，アスクこくぶんじ南町保育園を，23年度にポッポのもり保育園，保育園ピコ国分寺，にしこくワンダーランド保育園を，24年度に富士本保育園，ともだちの森保育園を民設民営で開園してまいりました。また，25年度に西町にくるみの木保育園，26年度には西恋ヶ窪に100名程度の保育所を整備するため，保育サービスの整備・運営及び提

供体制に関する全体計画（以下「全体計画」といいます。）に基づき事業を展開しております。開所したいずれの保育所も認可保育所の実績のある法人による民設民営の保育所であり、多くの保護者の方からの評価を頂戴していると考えております。

公設公営保育所へ御評価をいただいていることは、市としても大変ありがたく思っております。しかしながら、市としては保育の実施を行うに当たり、公設公営の保育所だけが質の高い保育を提供できる手段だとは考えておりません。

全体計画では、保育の公的責任として先に述べた待機児童の解消を目指すこと、そして、保育サービスの提供に当たってはサービス水準の維持・向上を図ることを基本的な方針として明記しております。この保育サービスの水準の維持・向上については、公立保育所、私立保育所のみならず認証保育所や家庭福祉員などの認可外保育施設を含めた国分寺市全体の保育サービスの水準の維持・向上を担保するしくみとして、平成26年度より基幹型保育所システムを導入することとなっており、現在ワーキングチームにおいて、26年度本格実施に向けた準備を行っているところです。

また、各公立保育所の民営化に当たっては、高い評価をいただいている恋ヶ窪保育園の際と同様に、全体計画においても記載のあるとおりの手続を丁寧に進めてまいります。

今後とも、一人ひとりの子どもたちが、いきいきと成長していくことができる環境の整備に努めてまいりますので、よろしく御理解くださいますようお願い申し上げます。

2. 国分寺市の定める保育施設運営のガイドライン策定を要望します。

国分寺市では、民設民営園の割合が増加しており、そのメリットも確認されている事実があります。しかしながら、テストラン的な要素が高く、同システムによる増園における管理体制に不透明感、そして保育園という福祉の場への、公による監視体制及び市のコンプライアンス・CSR体制（市としての公的責任）の方向性は保護者に伝わっていないのが現状です。公設園を民営化することにおいて、保護者が危惧していることは、「保育の質のバラつき、低下」と「運営面など市の保育の責任の所在が不明確なこと」がアンケート結果よりあげられます。よって、市として国分寺市の保育施設の運営の基本となるガイドラインを設け、市の責任部分の明確化を行い、国分寺の子育てを担う施設として、必要な条件を示し養育の質などの面で安心できる保育を受けられるように要求します。新設園に対してもこの条件がクリアできないときには、設置を見送るなど、よりよい保育が確保できるよう要望します。

このガイドラインは、厚生労働省や都の基準を含み、また国分寺市の公立保育園として、子どもをより良く保育する上で大切にしてきたことを記すものです。それは民営園がさらに保育の質をあげるべく創意工夫していることを阻害するものにはなりません。また、「全体計画」の主要事項である「基幹型保育所システム」を実現するためにも、このガイドラインは有効であると考えます。

そしてガイドラインを策定するうえでは、コンプライアンスや透明性という主軸を持ち

ながら、市・保育園職員・保護者を含めた協議を元に作成されること、策定後も評価・検討は保護者が参加できるように強く要望します。

*こども福祉部 保育課

職員の配置基準や面積基準等については、厚生労働省の児童福祉施設最低基準があり、また保育所の認可を行う東京都は保育所認可設置基準を定めています。同様に、保育の内容についても厚生労働省が保育所保育指針を定めており、この保育所保育指針が安心した保育を提供するためのガイドラインとなっております。この指針は平成20年度に告示され平成21年度から施行されておりますので、現在は、公立も私立も区別なくこの指針に基づき保育を行っております。また、東京都による保育所の指導検査に市も同行しており、これについても公私の区別はございません。したがって、保育所に関しては、国や都のガイドライン等のしっかりとした枠組みの中で、公立私立共に各保育所が創意工夫を行いながら保育を実践しており、また、東京都の指導監督といった公の監視体制の下に運営している状況がございます。

昨年度策定した、保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画の中で、市としての保育の公的責任の基本的な考え方を「①待機児童の解消を目指すこと」「②保育サービス水準の維持・向上を図ること」と定義しています。この考えに基づき、現在、保育所の増設や保育の質の維持・向上を図るためのチームを組織（基幹型保育所システムワーキングチーム）しております。市としては、この全体計画に基づき、待機児童の解消や保育サービスの質の維持・向上を図り、社会的責任を果たしてまいりたいと考えております。

市としては、公立保育所が「大切にしてきたこと」だけを「良」として保育のガイドラインを作成し、他の保育施設を規制するようなことは、国分寺市の保育サービスの水準の向上に決してよい結果をもたらさないと考えております。なにより民間保育所から賛同もされないと考えます。これは、公立保育所の保育の質の善し悪しといった問題ではなく、保育とは、各保育所がそれぞれの理念や園長のリーダーシップ等に基づき、全職員一体となって運営していくことで初めて良い保育が実践できるのであり、決して他園が「大切にしてきたこと」を基礎に達成できるものではないからです。

したがって、ご要望の国分寺市の定める保育施設運営のガイドラインの策定については、慎重に検討していく必要があると考えます。

3. 「保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画」で展開される「基幹型保育システム」自体の見直しを要望します。

本年のアンケートによると、保護者の間に、市が打ち出している「全体計画」の中で導入が提案されている「基幹型保育システム」の認知度や期待度の広がりが確認されています。期待があるからこそ、期待に対応できるロジックが必要になるのですが、具体的な標準化までのフレームワークが不明確です。独立した運営体である民設民営園に対して実質

的な強制力、拘束力を持たない市が、「全体計画」で描かれる「公が民を管理する」という枠組み自体を施行していくのは不可能です。

また、同システムでは「保育サービスの水準の維持・向上を担保する仕組みとします（「全体計画」より抜粋）。」とありますが、質を向上させるためには、現状を正しく把握する評価体制が必至です。しかしながら、市が提案する保育評価は基幹保育所のみ、それも3年毎の第三者評価を行い、それ以外の園では自己評価のみという、評価結果自体に信頼性が乏しい評価体制です。また、その第三者評価を市が把握している、という事実はありません。

私たち保護者は、同システム自体の導入を見直し、また見直す際には必ず現場の意見をシステムに反映するよう、保護者及び保育従事者を協議の場に参加させることを要望します。

*こども福祉部 保育課

基幹型保育所システムは、公が民を管理することを目的としたものではありません。保育の実施にあたっては、国や都の基準やガイドラインを遵守している限り、市が強制的に指導をしたり補助金の交付を取消したりすることはありません。このシステムは、強制力や拘束力によるのではなく、連携体制の構築による保育所同士の相互作用により、質の維持向上を実現するものです。

保育所の評価について、基幹型保育所を含め市内各保育所では、それぞれ定期的に第三者評価を受審しております。加えて、保育士等の資質向上のための自己評価制度を構築し、導入いたします。このように第三者評価や利用者アンケート、自己評価といった多様な手法を取入れ、多角的で客観的な評価制度とします。第三者評価も含め、これらの評価結果については市も把握します。

基幹型保育所システムは、平成23年9月に策定した「保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画」で、保育の質の維持・向上を図る仕組みとして導入するものです。パブリック・コメントを実施し、保育士等の現場職員の意見を取り入れながら作り上げた計画ですので、これを見直す予定はありません。

4. 保育内容の充実、(カリキュラムなどの)園独自の活動、柔軟な対応を求めます。

今年度の保護者連アンケートにより、多くの意見・要望が出されました。特に、以下4項目に関して、園間のサービス内容や教育内容のバラつきをなくし、質の高い運営を希望します。

- ア. 職員とのコミュニケーション
- イ. 園児の発育や能力に応じた指導内容
- ウ. 園内の安全設備や、遊具、プールなどの環境基準
- エ. 病後児保育などの育児環境の整備

*こども福祉部 保育課

保育所の運営に当たっては、各保育所の園長の方針の下、各保育所が現場ごと創意工夫をしながら実施しております。保育の計画の基礎となる、保育課程について、公立保育所では従来までは全園統一の課程で運営をしておりましたが、保育所保育指針の改定に伴い、平成 21 年度から各園が園独自の柔軟な対応が可能となるよう、個別に作成するよう改めております。「ア．職員とのコミュニケーション」及び「イ．園児の発育や能力に応じた指導内容」については、各園で判断した結果（連絡帳のルール・設定保育の内容等）ですので、保護者会を通じて園長とご相談いただければと思います。「ウ．園内の安全設備や、遊具、プールなどの環境基準」について、遊具については園の方針で設置している部分はございますが、その他の安全設備、プールの大きさなど園の規模や敷地面積等の関係で、多少のばらつきが生じている部分はございます。オートロックの全園設置など改善を図っている部分はございますが、いっそうの充実がはかれるよう努力してまいります。

なお、病後児保育については、前述の「全体計画」において、東・中央・西のエリアごとに整備することとしています。西地区に当該事業が未整備ですので、平成 26 年度に新たに建設する「ひかり保育園」に整備し、地域的な偏在の解消に努めてまいります。

5. 災害時の連絡枠組み作りをしてください。

災害発生時に市内保育園の情報を集約・発信するシステムの構築を求めます。3月11日の東日本大震災発生直後、様々な管理体制や安全ツールへの改善案が検討されましたが、その導入計画や採用状況及び今後の最終形態が不明確であり不安があります。

また、有事には市が市内全保育所の現状（園児・保育士及び職員の安否、園舎の被害状況、避難先等）を速やかに把握し、その情報を集約・公開するシステムを構築することを求めます。

*こども福祉部 保育課

昨年の東日本大震災の発生後、国分寺市は「国分寺市危機管理基本方針―東日本大震災を踏まえて」を策定し、「国分寺市地域防災計画」、「危機管理マニュアル」、「業務継続計画」の見直し作業に着手しています。現在はそのための検討委員会を組織し検討を重ね、来年度早々には完成するよう作業している途中です。完成次第市民の皆さんにも示される予定です。「国分寺市地域防災計画」には、当然保育園に係る災害時の対応も含まれています。

昨年の震災発生時には、保育課も非常体制を敷き、公立・私立、認可・認可外を問わず各施設の状況の把握や不足物資を配給するなどして対応しました。震災発生後の交通機関の不通や停電に備え、恋ヶ窪保育園・こくぶんじ保育園・ひかり保育園での拠点保育の実施も検討しましたが、復旧が早かったことから実施には至りませんでした。

その後、緊急園長会を開催して情報を収集し、アンケート調査を行うなどして、震災発生時の状況や保護者との連絡の状況、必要性の高い物品の把握に努めてまいりました。その結果判明したことは、やはり保護者と保育園、保育園同士、保育園と保育課間の連絡・通信網が途絶したことが一番大きな問題であったということです。

昨年度の補正予算では、平成 26 年以降に災害が発生した場合には、恋ヶ窪保育園・こくぶんじ保育園・ひかり保育園の 3 園が基幹型保育所として災害時の拠点機能を発揮することとなるため、3 園に対し停電時対応用の発電機、保育課と園間を繋ぐ無線機、保護者との連絡用に PHS 電話機を配置しました。PHS 電話機は東日本大震災時にも繋がりやすかったことから導入しました。

保育課では、すでに専用車両を 3 台配置し、また今年度の予算では、基幹園となる 3 園には電動自転車も配置しました。自動車は災害発生時に保育課から基幹園に急行し、各基幹園エリア内の施設の巡回や物資の配給に使用します。電動自転車は基幹園の職員がエリア内でも近くの施設の巡回や連絡に使用します。このように各施設の一刻も早い状況把握のための機動力を増強しました。また、9 月の補正予算では自動車や電動自転車でも使用できるよう無線機を増備し、非常用トイレや水タンクなども導入する予定です。

今年の 5 月にはこれらを導入することで連絡・通信手段が確保されたかの検証を行うとともに、基幹園とエリア内保育施設との通報訓練を実施しました。このようにして今後も園同士の連携の強化や基幹園の災害対策能力の向上を目指しています。

災害対応能力という点では、現在新園舎準備中のひかり保育園には防災倉庫を設置する予定です。

今年度から実施したことに「国分寺市立保育園ブログ」の開設があります。これは昨年の震災当日、電話が通じにくい中、「国分寺市ホームページの『国分寺市内の保育児童、保育施設とも無事です』という記事を見ることはでき、それによって安心することができた」という意見を保護者から多くいただいたことから、ホームページよりも発信が容易なブログを用意することで、災害時の慌ただしい中でも速やかに、的確な情報を発信できるようにしたものです。今後は私立保育所にもホームページやブログの開設を呼びかけ、様々な情報の発信、伝達の手段構築を目指します。

最後に、国分寺市は平成 26 年度からの基幹型保育所システム導入により、災害対応能力の向上を目指しています。基幹型保育所は災害発生時にも全ての保育施設と連携して入所する児童の安全を守ります。また、入所児童の保護者だけでなく、近隣の子育て世帯まで含めた支援の拠点となるよう機能強化を図っていきます。

6. 病後保育の設置と病後児保育の拡充を求めます。

現在、市内に病児保育がないため、市外の施設を利用している状況があります。保護者によっては、どうしても休めない日もあり、やむをえず保育を利用しなければならない場合もあります。そのため、早急に病児保育の設置を要求します。また、病後児保育についても、現状のシステムでは利用しにくいいため、利用方法の改善を求めます。以下の 3 項目について要望します。

* こども福祉部 保育課

ア. 病後児保育を各園に設置してください。

→ 平成 26 年度から 4 園で実施します。

現在、病後児保育は 3 園で実施していますが、平成 26 年 4 月のひかり保育園新園舎開園に伴い病後児保育室を開設することになっていきますので、恋ヶ窪保育園、こくぶんじ保育園、浴光保育園と合わせ 4 園で実施することになります。これにより東地域、西地域に各 1 園、中央地域に 2 園の配置となります。

現在の 3 園の需要状況を見ても、常に利用できない児童があふれているというような状況ではないため、当面は、市内西地域での事業の展開という観点から 1 園を増設し、市内では 4 園で事業を実施してまいりたいと考えています。

イ. 病児保育の設置をしてください。

→ 平成 24 年度中に開始できるよう調整中です。

現在、病後児保育を実施している施設に対し、平成 24 年度中に病児保育も開始できないかということでの協議をしています。現在、ほぼ協議が整いつつありますので、開始日が確定し次第お知らせいたします。

ウ. 病後児保育の利用方法の改善をしてください。

→ 当面は改正する予定はありません。

現在の利用方法は東京都の要綱に則り実施しているもので、①事前の登録、②利用する前に施設へ連絡、③病院等を受診して医師連絡票の発行を受ける、④実際の利用となります。

①事前の登録については、利用する児童の既往歴や緊急時の連絡先等、必要事項を事前に登録することで、病気の罹患による非常時の保護者の負担を少しでも減らすためのものです。また、登録カードを持参していただかないと利用する施設には病後児保育の利用対象者であるかがわからないため必要となります。

③医師連絡票の発行も、病後児保育施設には医師が常駐していないことから、利用する児童の病状や注意事項をかかりつけの医師から指示してもらわなければならないため必要なものです。

現在の利用方法は病気の回復期という通常時とは違う児童を安全に保育するために考えられたもので、保護者の皆さんに安心していただくためにも協力いただきたいと思います。

なお、平成 24 年度から、病後児保育の対象児童を認可保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員、認定こども園に加え、幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設まで拡大しています。

■■■国分寺市学童保育所保護者会連合会■■■

「自治基本条例第 6 条」では「重要な市の施設の運営に関する計画の策定において、市

民の参加，協働を推進します。」となっております。しかし，国分寺市における学童保育事業の運営計画策定方法は，市民が納得のいく参画の機会に乏しく，説明責任も欠けており，条例違反です。

現状でも国分寺市の学童保育の現場では，公営，民営に関わらず，事故やいじめなどの問題が日常的に認められます。このような問題が解決しない状況のもと，次々と進められる学童保育所の民営化によって，保育の質の低下がより一層進むのではないかと，保護者をはじめとする市民は大きな不安を抱えています。子どもたちが安全，且つ，安心して放課後の生活を楽しむことができるよう，「保育の質のより一層の向上」を第一に学童保育事業を進めて頂くよう，要望します。

1. 学童保育所の指定管理者を選定・再選定する際には，当該学童の保護者と学保連役員を選定委員会委員として加えて頂けるよう要望します。

国分寺市が現行の「選定委員会」で学童保育の指定管理事業者を選定・再選定する場合，利用者である児童とその保護者の意見は反映されないシステムとなっております。選定開始前に実施する「利用者アンケート」で意見を集約するとのことでしたが，それではその時点で既に運営を担っている事業者への評価しかできず，新規応募事業者に対しての保護者の意見を選定に反映させることができません。

昨年度は「現行の指名業者選定委員会の制度では保護者が選定に関わるのは難しい」と回答を頂きましたが，八王子市では学童保育事業独自の選定委員会を設けることで保護者の参加を実現しています。

指定管理者制度は，本来，図書館，公民館，市民会館などの公の施設の「施設管理業務」をより効率的に行うための制度として考えられてきました。学童保育事業は「施設管理業務」が目的ではありません。子どもたちの毎日の安全・安心な生活を保障することが目的であり，その生活をつくるのが業務です。このような特殊性がある以上，学童保育事業の選定委員会は独立して設置し，保護者を選定委員として加え，子どもたちの継続した育ちを見つめ，子育てをしている家庭の拠点となり，子どもたちが育つ地域で安定的・継続的に運営する力のある優良事業者を，市と市民とが共同で選定できるようなシステムを作ることを要望します。

*こども福祉部 子育て支援課

現在国分寺市で行っている選定委員会は，市の「指定管理者の運用指針（平成24年7月：以下，「運用指針」という。）」に基づき，委員構成され，スケジュールに沿って実施しております。委員については，識見として，税理士等の財務に見識の深い第三者も参加いただいての選定となっております。当該学童の保護者・学童保育所保護者連合会役員のみならず，みなさまのご意見につきましては，事業者募集の前段で，仕様書等でできるだけ反映させる形で意見聴取させていただいております。何卒，ご理解ご協力をお願いします。

2. 優良事業者が円滑に継続運営できるようなシステムを作ることを要望します。

再選定を行う際には、当該学童保育所を利用する保護者・第3者による評価により、運営中の指定管理者が優良事業者と決定され、かつ当該指定管理者が継続運営を望む場合には、円滑に継続可能となるよう、選定基準に評価項目を追加することを要望します。

*こども福祉部 子育て支援課

「運用指針」に基づく事業者の評価を毎年度行い、最終評価結果に応じて指示・指導を行っていきます。従前より再選定の際に関する同様のご意見をいただいております。担当としても、必要を認識しており、今後、評価結果が反映できるように検討させていただき、全庁的な調整を図ってまいります。

3. 学童保育所の選定にあたり、選定の体制や基準、途中経過や判断の理由についての情報を、常時子育て支援課ホームページで公開するよう要望します。

指定管理者制度のもと、保護者は自ら事業者を選定することができません。また、学童保育所を選んで子どもを通わせることもできません。市は積極的に情報を公開し、保護者の不安解消に努めるよう要望します。

以下の情報について、子育て支援課の学童保育のページに分かりやすくまとまった形で、常時継続的に公開するよう要望します。

昨年度「可能」「庁内での調整が必要」「検討が必要」と回答があったものについて、その後の進捗状況をお知らせください。

ア. 指定管理者制度に関する情報

①学童保育事業における指定管理者選定の流れ

→昨年度の回答：申請要綱（指定管理者募集要項）の範囲内であれば可能

②指定管理者選定評価基準

→昨年度の回答：申請要綱（指定管理者募集要項）の範囲内であれば可能

③学童保育事業独自の評価基準表（設定係数の説明つき）

→昨年度の回答：可能

④選定委員会の評価結果

総合点数だけでは、市民・保護者が事業者の優れた点、課題がある点が不明のため、選定項目ごとの得点の公表を要望します。

→昨年度の回答：候補者のみ可能。ただし、選定項目ごとの得点の公表については調整が必要

⑤指定管理者制度が導入されている各学童保育所の仕様書と協定書

→昨年度の回答：可能

⑥指定を受けた事業者の学童保育運営に対する理念・基本的な考え方とそれを実現するための具体的計画等

→昨年度の回答：候補者のノウハウがあるため検討が必要

イ. 客観的な評価体制に関する情報

①利用者アンケートの結果

→昨年度の回答：情報量がかなりあるため所管する各課との調整が必要

②年度ごとのモニタリング結果

→昨年度の回答：情報量がかなりあるため所管する各課との調整が必要

③子育て支援課によるチェックリストでの評価

→昨年度の回答：情報量がかなりあるため所管する各課との調整が必要

④施設でのチェックリストによる自己評価

→昨年度の回答：情報量がかなりあるため所管する各課との調整が必要

⑤（仮）子育て・子育て推進協議会への報告の内容

→昨年度の回答：情報量がかなりあるため所管する各課との調整が必要

⑥当該施設からの改善報告の内容

→昨年度の回答：情報量がかなりあるため所管する各課との調整が必要

ウ. 市内学童保育所運営に関する以下の資料の、市ホームページにおける継続的な公開

①国分寺市児童館・学童保育所の施設運営ガイドライン

→昨年度の回答→可能

②国分寺市児童館・学童保育所の施設整備計画

→昨年度の回答→可能

③国分寺市児童館・学童保育所の施設運営計画

→昨年度の回答→可能

④市立児童館・学童保育所のアウトソーシング実施計画

→昨年度の回答：ご指摘のとおりのため、早急にPDF形式にて掲載する

⑤共通の仕様書

→昨年度の回答：出来次第掲載することは可能

*こども福祉部 子育て支援課

「運用指針」・「国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）」に基づき、選定委員会
は非公開ですが、選定基準・経過等について公開させていただきます。以下、現在の対
応状況です。

- ・募集に関わる、募集要項・仕様書・仮協定書については、募集時より掲載しております。
- ・選定に関わる、選定基準・点数配分の係数・選定結果（総合点および選定事業社名）
の掲載は、選定に影響があることを配慮し、選定後の掲載となります。
- ・指定管理事業者のモニタリング結果および改善報告等については、掲載可能です。提

出時期に掲載いたします。

- ・子育て支援課実施のアンケート調査結果については、年度末に分析結果を出す想定で作業しております。30 ページ余りの分量となるため、掲載を工夫して公開いたします。
- ・子育て・子育て推進協議会への市の自己評価内容は、200 以上の事業評価となります。閲覧が可能なように手配いたしますが、特に児童館・学童保育所に関わる部分については、掲載を工夫いたします。
- ・市立児童館・学童保育所の施設運営ガイドライン・施設整備計画・施設運営計画と市立児童館・学童保育所のアウトソーシング実施計画は既に掲載しております。
- ・個々の仕様書については掲載しておりますが、共通の仕様書についてはまだ掲載できておりません。至急準備いたします。

4. 障がい児童も第一希望の学童に入所できる環境づくりと、入所通知の早期化を要望します。

「まず職員配置ありき」で各学童保育所の障がい児枠を決めるのではなく、障がい児が第一希望の学童保育所に入所することを前提に職員配置を決めるようなシステムを作ることがを要望します。また、国分寺市学童保育所障害児入所協議会の開催等を現状よりも前倒しにして、健常児と同時期の入所通知の発送を要望します。

*こども福祉部 子育て支援課

障害児の受入れについては施設定員があり、ご協力をお願いしているところではあります。しかし、この度、「国分寺市学童保育所障害児保育実施規則（平成 14 年規則代 87 号）」の一部改正を行いました。第 3 条（障害児の定員）第 2 項「前項の規定にかかわらず、市長は、障害児の保育が特に必要であり、かつ、学童保育所の事業に著しい支障が生じないと認めるときは、前項に規定する障害児の定員を超えて入所させることができる。」としたものです。できる限り、ご要望にお応えできるよう図ったもので、既に、定員を超えての受け入れ実態が発生しております。しかし、施設狭隘状況等の実態がありますので、今後も、ご協力を求めていく必要があります。

入所決定については、事前調査・協議会を経ての決定となるため事務手続きに時間がかかりますが、健常児と同時期の発送となるよう努めます。

5. 学童保育所の指定管理においても、事業に従事する者の賃金・労働条件を適正に定める公共調達条例に則ることを要望します。

学童保育事業に指定管理者制度を導入して「効率運営」を追求すれば、経費の大半を占める指導員の人件費を下げるしかありません。低価格・低単価の契約が受注先指定管理事業者の経営を圧迫する事態となれば、学童保育事業自体の危機にも繋がります。学保連の平成 23 年度アンケートでは、「民営化にあたって期待する事」のトップに「保育の質の向

上」(19%)が挙げられました。一方、「民営化で不安な事」のトップも「人件費を削減することで、指導員の入れ替わりが頻繁になったり、経験のある指導員が育たなくなること」(21%)となっており、多くの保護者が「保育の質」を最重要視していることが明らかになりました。

今年の6月には公共調達条例が成立しましたが、学童保育所と保育園は未だに適用外になっています。学童保育所の指定管理においても、事業に従事する者の賃金・労働条件を適正に定める公共調達条例に則ることを要望します。

*こども福祉部 子育て支援課

公共調達条例については、委託および指定管理者による事業について、主に、施設管理を行う事業を対象として制定されました。したがって、児童館・学童保育所は非該当となっております。条例の進ちょく状況を見つつ、今後変更が必要な場合においては、検討させていただきます。なお、市立児童館・学童保育所の指定管理者募集仕様書に、「国分寺市公共調達条例の趣旨に基づき、賃金の支払い状況その他について、市から要請があった場合は、協力すること。」を追記しております。また、同趣旨で、選定項目23点の中の、「社員等の育成状況」について、視点を置いていただけるよう、所管課としてプレゼンの項目内容とするなど工夫をしております。

6. 指定管理者によって運営される学童保育所を含め、子育て支援課・保護者・各学童責任者の3者が一堂に会する機会を公に定めることを要望します。

各学童保育所の抱える問題や全体状況、または国分寺市全体の学童の今後について話し合える、現状の「課長懇談会」のような機会の常設化を求めます。またこの会への参加を指定管理事業者の義務として、協定書へ明記するよう要望します。

*こども福祉部 子育て支援課

今後も、現状の「課長懇談会」のような保護者・子育て支援課事務局・各施設担当職員(指定管理事業者を含めた)が懇談できるような場の設定を継続させていただきたいと、市も考えております。ご利用保護者との直接話し合いの場として、効果的で貴重な場と認識しております。

7. 三期休業中の4年生以上の児童の一時預かり制度の策定を要望します。

昨年の震災以来、平日昼間に保護者が自宅に不在である高学年児童の安全確保について、多くの保護者が不安を抱えています。特に三期休業中は小学校も閉まるため、働く保護者とその児童の頼みの綱は児童館と学童保育所だけです。学保連の平成23年度アンケートでは、実に80%の保護者が4年生以降の三期休業中の過ごし方に不安を抱いているという結果が出ています。理由としては、治安や災害の問題、ご近所や祖父母に頼ることの出来ない状況などがあります。

このような社会状況の変化を受け、4年生以降も学童保育所での受け入れを希望する保

護者は年々増えており、6年生まで受け入れている自治体も実際に存在します。各学童のスペースの問題等、すぐには実施できない面もあるかとは思いますが、4年生以上の子どもたちの安全を第一に考え、災害や事件が起きる前に何らかの方策をとって頂けるよう要望します。

*こども福祉部 子育て支援課

学童保育所での4年生以上の受入れについてはまだ改善できない課題であります。夏休み40日間の一日という長い時間を、午睡の指導などもしながらの保育となり、施設状況・職員配置などを考慮すると、現状としては厳しい状況となっています。

現在、放課後子どもプランモデル事業といたしまして、第一小学校区における試行を予定しており、準備に時間のかかる内容では有りますが、今後の充実策として進めております。

今後も教育委員会との協議・児童館運営の充実を含め、放課後の子どもたちの居場所の拡充について検討を続けてまいります。

お子さん・保護者ともに、ご不安がおありかと思いますが、児童館等の活用で安心していただけたらと考えます。

8. 年間を通じて午前8時から午後7時までの開所を要望します。

特に、都心等遠方に通勤している保護者とその児童にとって、学期中の小学校の開門時間より遅い三期休業中の学童保育所開所時間（8:30～）は、以前から大きな問題となっています。また、今年度は一学期の間のみ、市直営の学童保育所でも19時までの開所が試験的に実施されましたが、今回の利用実績や経験を踏まえて、来年度以降は市内全学童保育所で通年での午前8時から午後7時までの開所を希望します。

*こども福祉部 子育て支援課

今年度は試行で一学期間の保育時間の延長を行ってまいりました。この間、担当職員による変則的な勤務での対応により試行してまいりました。検証結果がまだ完成していませんが、やはり、年間を通じての実施については、現状の職員体制ではかなり厳しいと感じております。今後年次的に指定管理者による運営を展開し、平成26年度からは市内全施設において、延長実施する予定です。ご理解をお願いいたします。

■■■国分寺の子どもたちにおいしい給食を食べて欲しい保護者の会■■■

現在、国分寺市の小学校では、子ども達に様々な食材を提供しながら実際の栄養バランスだけでなく、食への興味関心や食べることへの意欲を育む給食が提供されており、大変感謝しております。また、アレルギーを持つ子ども達が増えている現状で、個別に除去食を提供するなど、細やかな対応もして頂いています。地産地消の取り組みや食材ごとの放射線量検査の実施など、他市と比較して進んでいる対応もあります。今後ともより子ども達の成長のため学校給食の質の維持にとどまらず、ひきつづき向上の努力をお願いしたい

と思います。

しかしながら、平成 24 年 6 月 28 日のアウトソーシング実施計画（市立小学校給食調理業務委託）によると 「小学校給食調理業務は、民間事業者に段階的に委託」との記載がありました。この方針に対し不安と疑問を感じたため、以下の 3 点を要求致します。

1：コスト削減を目的とした調理業務委託計画を撤回し、現在の学校給食献立の内容や目的が 変更されることなく、子ども達に質の高い給食が提供されるようにして下さい。

学校給食が安心安全な提供ができているのは、管理栄養士と調理員の綿密な連絡、確認作業の堅実さに起因 するものと認識しております。調理員を民間委託することはこの堅実な作業を危機にさらす心配があることを第一に懸念します。

すでに調理業務が民間委託されている自治体においては、給食の味の低下、アレルギー対応の不完全さ、調理員の認識不足が原因の食中毒など、全国で様々な問題がおきています。コスト削減を優先し、人件費の低い業者に委託した結果、経験ある調理員の確保が難しくなり、調理員の技術が低下するという事態が起こっています。同じ理由により味も低下し、子ども達の食べる意欲や様々な食べ物への出会いの機会が奪われています。埼玉県旧鳩ヶ谷市（現川口市）では、アレルギーのある児童にアレルゲンが提供され、アナフィラキシーショックに陥り、命が危険にさらされかねない事態もおきました。東京都で最初に給食の委託が開始された足立区では、委託調理員の衛生意識の低さから、ノロウイルスによる集団食中毒が発生し、業務停止命令が出されました。

国分寺市も小学校給食調理業務委託のアウトソーシングの目的には「コストの軽減」が明記されています。 これらの例をみて学校給食とコスト軽減が果たして両立できるのか、コストの問題を先にたてていいのかという点において強い疑問を感じます。コスト削減を目的とした調理業務委託計画を撤回し、現在の学校給食献立の内容や目的が変更されることなく、子ども達に質の高い給食が提供されるよう要望します。

***教育委員会 学務課**

アウトソーシング実施計画（市立小学校給食調理業務委託）の「1 目的」で、国分寺市の小学校給食調理業務については、これまでどおり、安全でおいしい給食の提供を維持しながら、「民間委託化によるコストの軽減」を目的としています。このため市では、小学校給食調理業務の民間委託校については、正規の栄養職員を配置することとし、委託業者の選定に当たっては、プロポーザル方式をとることとします。単にコスト面だけでなく、学校給食の意義やその特性を理解し、安全面・衛生面等を適切に遂行できることを含めて、総合的に判断します。

小学校給食については、教育委員会及び学校が責任を持って実施し、委託実施後についても、現在と同様に市職員の栄養職員が、献立作成、食材の発注及び検収の最終確認等を行い、できあがった給食の検食は、小学校長等が行います。委託後についても、調理業務を行う者の中から現場の業務遂行上の責任を負うべき「業務責任者」を定めて、栄養職員及び学校との連絡調整等を行います。栄養職員は業務責任者に対して指示・説明等を行い、

業務責任者が各調理員を指導することにより、栄養職員の意図することが、調理等に反映されることから、これまで同様の安全・安心でおいしい給食を提供していきます。

2：派遣法に違反し、学校給食法、食育基本法の基本理念にも背いた、調理業務委託計画を撤回して下さい。

調理業務の委託には仮にベテランの調理員ばかりが揃って質を維持できたとしても、解決しない問題があります。現在国分寺市では栄養士も調理員も同じ公務員です。栄養士が直接調理員に指示を出し、万が一調理業務の進行の遅れなどを確認した場合は、栄養士が手伝うなど、同じ職場で働く上でごく自然な作業が行われています。こうした一連の作業が、調理員の民間委託によって「偽装請負」にあたるのではないかという法的問題です。

厚生労働省の「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（37号告示）に関する疑義応答集によりますと、その「作業工程の指示」で「仕事の順序・方法等の指示」や「作業の内容、順序、方法等に関して文書等で詳細に示す」ことも「偽装請負と判断される」と、書かれています。

アウトソーシング実施計画の、小学校給食業務委託の方針（考え方）（1）小学校給食調理業務委託の導入の①小学校給食調理業務委託の範囲＜委託する調理業務の内容＞に「市が作成する委託契約書、業務仕様書に基づき、栄養職員が受託者の業務責任者に指示を行い、業務責任者の指示により、調理従事者は次の業務を行います」と記され、ア「食材料の検収」とイの「調理作業」、エ「清掃・運搬」において、「栄養職員が確認する」と、記載されています。

先に引用した厚生労働省の37号告知にしたがうと、仮にこの「確認」の段階で栄養士が、問題があると判断した場合にも、「仕事の順序・方法等の指示」を出すことは偽装請負にあたることとなります。

旧鳩ヶ谷市では、労働基準監督署が入り、栄養士の指導が違法だと指摘しております。違法だったらしなければいいのか、果たして「指導」をしないで給食が作れるのか、このことの法的整合性について、誰もが納得のいく方向性を国分寺市はぜひお示し頂きたく要望します。正しい行い、すなわち法を遵守することを子ども達に教育する現場で、法に抵触しかねないとわかっていながら実行するというのは、市の姿勢として大いに問題があると考えます。

一方で、このような疑問を迫及すると、コスト削減を優先するあまり、市は「栄養職員ごと民間委託」という抜け道を提案してこないかという懸念があります。しかし、市がアウトソーシング計画の中で「安全でおいしい給食の提供を維持しながら」と据えたポイントを放棄し、「従来どおり自公直営方式により実施し、献立作成、食材料の発注等は、各小学校に配置している栄養士が行う」としたものを反古にしてまで、全面的に学校給食の民間委託は実施できないはずだと考えます。学校給食法、食育基本法の基本理念に背き、コスト削減のみを目的とした調理業務委託計画の撤回を要求します。

*教育委員会 学務課

小学校給食調理業務委託は、あくまで、市と委託業者との委託契約に基づき実施し、栄養職員が受託業者の個々の調理員に対して指示・説明等をするものではなく、受託業者の業務責任者への指示・説明等を行い（一般的な委託と同様である）、個々の調理員に対する直接の業務指示は受託業者（業務責任者）が行うものであり、労働者派遣法・職業安定法に違反するものではありません。また、プロポーザル方式により業者を選定する時には、業務の質の低下をきたさないように、調理従事者の業務責任者と副責任者は調理師の資格を有し、集団給食業務の経験を有する者とする予定です。

3：今後の学校給食のあり方については、保護者や市民の要望に応じた説明会の開催と保護者や市民でも理解できる説明、保護者や市民の意見・要望を反映させるという約束を守って下さい。

今回の委託計画について、「『調理』部門のみを委託するので、市民には直接関係のないこと」「既に長期総合計画に記載されている」という理由で、市は保護者への通知もなく、計画を強行するという姿勢は無責任以外の何ものでもありません。国分寺市の最高規範である自治基本条例の第14条（情報の共有）、および同条例の第12条（説明責任）からみてもこの計画は同条例から決定的に逸脱したものといえます。同条例に即して考えれば、市民や保護者が参加する場を保障した上で、今後の学校給食について協議をすべきと考えます

本来 PTA や P 連に対してはこの計画についていち早く市から十分な説明がなされるべきですが、今回は「来年度から市内の各校が民間委託される」という情報を一部の保護者がたまたま知って驚愕し、情報収集に奔走するのが精一杯で、PTA や P 連でこの計画について議論し、意見を述べるには時間が足りませんでした。これが今回は「有志」で要望を提出するに至った経緯です。これについては、保護者の結束や興味関心の有無の問題ではなく、市が保護者に周知することを怠った、市の責任であることを自覚して頂きたいと、特に星野市長に訴えます。子ども達にとって、どうすればよりよい給食になるのかという立場で、市と市民がともに情報を共有し、ともに考える場を提示するよう要望します。

*教育委員会 学務課

今回の委託に関しては、食材料の検収、調理作業、配膳・運搬、洗浄・清掃について、委託するものです。

市立小学校給食は、従来どおり自校方式により実施し、献立の作成や食材料の発注等は、各小学校に配置している栄養職員が行うことに変更はなく、委託する内容についても、業務仕様書に基づき、栄養職員が受託者の業務責任者に指示・説明等を行い、業務責任者の指示により業務を行うことから、これまでどおり、安全でおいしい給食を提供することができます。

今後についても、市民等への説明会・実施校での保護者説明会を実施いたします。

■■■新日本婦人の会国分寺支部■■■

1. 公民館の有料化はしないでください。

国分寺市の公民館は、文化水準が高く他の地域からも評価されている、国分寺市の誇れる財産のひとつです。市内にある五館の公民館は、それぞれが独立した公民館運営審議会があり、市民が中心になって活動しています。

有料になると、公民館を利用する小さなグループは、サークル活動を維持することもできにくくなり、利用者の排除にあたります。誰もが差別されることなく、心置きなく使える公民館、心の拠り所である公民館、無料で使える公民館を市民から奪わないでください。公民館の有料化には反対です。

*教育委員会 公民館

現在、「国分寺市 使用料・手数料の適正化方針」に基づき有料化について検討をしているところです。今後、市民の皆様からのご意見を伺いながら、有料化について検討を進めていきます。

2. ゴミ有料化をしないでください。

ゴミの排出量に応じた負担の公平化といいますが、果たして本当に公平でしょうか。生活の苦しい人も裕福な人も、基本的な生活で出るゴミの量に大きな違いありません。でも裕福な人は有料化では実際にはあまり困りません。困っている人はより困った状態に追い込まれるでしょう。生活保護を受けている人は無料になると聞きましたが、生活保護を受けていない人でも苦しい人はいくらでもいます。

資源を活かす集団回収をもっと普及させ、ペットボトルの回収場所を増やし、適切な指導を更にすすめ、ゴミ減量を実現する工夫で、値上げしない道もまだあるのではありませんか。ゴミ有料化には反対です。

*環境部 ごみ対策課

国分寺市では更なるごみの減量化と資源化を推進するために、家庭ごみの有料化導入を検討しています。

市では市民の皆様のご協力をいただき、一層のごみの減量化・資源化に取り組むために、説明会を開催し、ご意見をいただいております。現在、家庭ごみの有料化に向けた基本方針案を策定し、この案に対して市民の皆様から多くのご意見をいただくために、10月1日から30日までパブリックコメントを実施しています。

有料化の効果として、排出量に応じた負担の公平化を掲げていますが、これはごみの排出量が多い方に方には、多くのご負担をいただき、減量努力をされた等排出量の少ない方には少ないご負担とすることで、公平化が図れるという考え方です。そして低所得者対策等として生活困窮者等を対象に近隣市との均衡も考慮しながら、手数料の免除対象の項目を定めています。

家庭ごみの有料化は、皆様の家計に一定のご負担をいただく施策ですので、市は、有料の指定収集袋になるべくごみを入れなくて済むよう剪定枝の戸別収集など継続し、また生ごみのたい肥化など既存の施策を拡充させ、粗大ごみに該当しない使用済み小型電子機器等の拠点回収など新規の減量施策に取り組みます。

有料化で得た歳入は、皆様に還元できるよう環境施策の充実に充当させていただくことを基本に考えています。

また、低所得者対策は、パブリック・コメントのご意見などから、手数料の免除項目を再検討し、十分に配慮したいと考えています。貴団体からのご意見も含め十分に検討しながら進めたいと考えています。

3. 防災予算を削るのではなく、もっと詳細かつ真剣に取り組んでください。

3・11以降、防災については多くの人達が不安と関心をもっています。新婦人国分寺支部のある班で、市内の学校を訪問し、備蓄について確認させていただきましたところ、それで足りるのかと不安を感じたとの報告がありました。市民が安心できる十分な備品と詳細な情報を示してください。

また、昨年の要求で防災無線の件をお願いしましたが、放送が聞こえづらい地域の調査は実施されたのでしょうか。その改善はできましたか。また防災無線からの放送と同じ情報が聞ける「音声応答サービス」の導入はどうなりましたか。

目安として、先日行われた全国一斉のJアラート（9・12実施の全国瞬時警報システム）についても、市民のほとんどが「気付かなかった」「なんのことかわからなかった」といっている現状を、市は把握しているのでしょうか。防災の取り組みについての課題がある証拠だと思えます。

*総務部 くらしの安全課

・国分寺市の備蓄・備品について

現在国分寺市が備蓄している保存食料及び資機材等の備品については、国分寺市ホームページにて公開しており、毎年更新を行っています。また、備蓄食糧、保存水の根拠については次の通りとなります。なお、自宅避難困難者数・帰宅困難者数は平成18年に東京都が発表した被害想定に基づいています。

【備蓄食糧】

自宅避難困難者数 21,903人×2日×3食=131,418食
帰宅困難者数 8,292人×1日×1食= 8,292食
計 131,418食+8,292食=139,710食≒140,000食

【保存水】

自宅避難困難者数 21,903人×2日×3ℓ=131,418ℓ
帰宅困難者数 8,587人×1日×3ℓ= 25,761ℓ
計 131,418ℓ+25,761ℓ≒158,000ℓ

平成 24 年度当初の備蓄量は食糧が 142,135 食、保存水 110,964 ㍓となっており、備蓄食糧の必要量が確保できています。なお、保存場所は市内 17 ヲ所の地区防災センターを初めとした全 35 ヲ所に分散して保管しています。

また、保存水についてはペットボトルでの備蓄量が不足しておりますが、市内 2 ヲ所にある浄水所には合計で 700 万㍓が貯水されており、応急給水タンク等で配布することが可能なため、これについても確保ができていると考えております。

・防災行政無線について

防災行政無線は、屋外で聞き取ることを目的として整備しておりますが、東日本大震災の発生後の計画停電の広報等で聞こえないとの苦情を受け、問い合わせや要望が多かった地域の改修工事を実施しました。

また、平成 24 年 2 月 1 日より防災行政無線が聞こえづらい地域への対応として、放送した内容を電話で聞くことができるサービス（防災無線ダイヤルイン）をすでに開始しており、市報、ホームページ等により周知しています。9 月 12 日実施された全国瞬時警報システムを使用した全国一斉の緊急情報伝達試験の内容についても、防災無線ダイヤルインで確認することが可能となっております。

4. 学校給食の直営自校方式を維持し、調理業務の委託は行わないでください。

市は「国分寺市アウトソーシング基本計画」ですすめているといいますが、「任せられるものは民間に」、という定義に、学校給食の調理はあてはまるでしょうか。未来を担う子ども達の心身の発達に大きく影響する問題について市が安易に民間に任せて給食を作らせることに道理があるとは思えません。

災害時にも力を発揮できるであろう、自校直営方式の給食を市の責任で守ってください。給食の意味をもう一度見つめなおしてください。

*教育委員会 学務課

小学校給食については、教育委員会及び学校が責任を持って実施し、委託実施後についても、現在と同様に市職員の栄養職員が、献立作成、食材の発注及び検収の最終確認等を行い、できあがった給食の検食は、小学校長等が行います。委託後についても、調理業務を行う者の中から現場の業務遂行上の責任を負うべき「業務責任者」を定めて、栄養職員及び学校との連絡調整等を行います。栄養職員は業務責任者に対して指示・説明等を行い、業務責任者が各調理員を指導することにより、栄養職員の意図することが、調理等に反映されることから、これまで同様の安全・安心でおいしい給食を提供していきます。

5. 公立保育園の民営化に反対します。

自治基本条例の 13 条の、説明責任がなされていないと感じています。多くの保護者や

市民は納得していない状況は、自治基本条例違反です。民営化には反対します。

* こども福祉部 保育課

公立保育園の民営化については、自治基本条例に基づき、平成 23 年 5 月 2 日から同年 6 月 2 日までパブリックコメント、同年 7 月 24・25 日に市民説明会を実施しています。また、その後、各園で保護者説明会を行い、今年度に新規入園された方へは本年の 5 月に説明会を行っております。

6. 身の丈に合わない国分寺駅北口再開発は白紙撤回してください。

このまま計画がすすめば、ダンピングなどで更に市の財政が圧迫されることも懸念しています。市民の納めた税金については、市民のための使い道を決めるのが政治家の使命です。また行政の方々にも誰のための仕事をしているのか、胸に手をあててよく考えていただきたいです。

* 都市開発部 国分寺駅周辺整備課

国分寺駅北口再開発には、昭和 40 年の駅前広場の都市計画決定に遡る 40 数年に亘る長い歴史があります。長年に亘って事業が進まず、駅の利用者や多くの市民の皆さん、何より、区域の土地建物所有者やお住いの皆さんには多大な迷惑をかけてきました。大地震発生危険性の高まるなかで、市は事業の施行者として一刻も早く事業を実現する責務を負っています。とはいえ、市の財政は限られています。まさに身の丈にあった形で進めるべく、何度にもわたって計画を見直し、今ようやく、権利変換計画という、具体的な事業着手に向け最後の調整手続きに入ったところです。

この事業は、安心安全な駅前整備に留まらず、まちなぎわいや活力を生み出し、国分寺市の未来を切り開いていく、市にとってかけがえのない事業です。

7. 特養ホームを増設してください。

有料老人ホームは高額で入れません。国分寺市民が終の棲家にできる特養ホームを増設してください。

* 福祉保健部 福祉計画課

第 5 期介護保険事業計画では、平成 26 年度に 1 施設 100 床の整備目標を設定しました。現在、整備運営事業者を公募しております。

8. 国分寺市生きがいセンター入浴施設を再開してください

修理したばかりのお風呂の閉鎖、ごみ焼却の再利用でもあるお風呂の閉鎖等、なぜなのか納得できません。

高齢者の生きがいを奪うことは医療費を増幅させることにつながります。高齢者が自由に行きたい時に行ける。生き生きと集う場を奪わないでください。

* 福祉保健部 高齢者相談室

生きがいセンターの入浴事業につきましては、昭和 50 年代のシルバー憩の家時代から 30 年以上に渡り、ご自身の健康維持やご利用者同士の交流などにご利用いただきました。昨今の厳しい経済情勢が続く中、年々増加する高齢者福祉費は、市財政を圧迫しております。また、現在、当市には 3 万人を超える 60 歳以上の方が暮らしておられますが、この入浴事業は 4 施設合計で 1 日に 200 名程の利用が限界の事業でした。今後さらに進む超高齢社会に対応していくために、また、施設の公正・公平な利用からも、特定の利用者が多いこの事業につきましては、見直しを図る必要が生じておりました。こうしたことから、市といたしましては、入浴事業を含む生きがい事業全体を見直し、市民の皆様が広く各地域で参加できるよう、新たな生きがい事業「地域生きがい交流事業」をスタートいたしました。この事業は、地域での出会いや繋がりを持って参加できる機会とするため、お住まい近くの生きがいセンターにて実施しております。入浴事業は終了後も、大広間（地域生きがい交流事業・軽体操・パドル体操その他イベント実施時を除く。）、囲碁・将棋室やスカイウェル（ヘルストロン）、ロビーフロアは、これまでどおり、交流のためのオープンスペースとなっております。

9. 子ども発達支援センター「つくしんぼ」の民営化を安易にしないでください。

診断名がついたお子さんだけでなく、経過観察中のお子さんについても、現在のつくしんぼではフォローがなされています。しかし利用者に一方向的に民営化を言い渡す市の姿勢に利用者は戸惑っています。

発達の問題は大変デリケートな問題で、気軽に人に相談できる内容ではありません。乳幼児期から障がいについて相談し、フォローしてもらえるつくしんぼについて、安易な民営化はしないでください。

*子ども福祉部 子育て相談室

こどもの発達センターつくしんぼのアウトソーシングにつきましては「利用者の皆様に一方向的に民営化を言い渡している」ということではありません。平成 22 年 7 月に、国分寺市としてアウトソーシングの実施計画の対象とすべき事務事業が決定され、その中に「つくしんぼ業務」も選定されました。実施計画策定のスケジュールでは、平成 24 年度中に検討結果を報告という流れになっております。現在、市の果たす役割、法改正とも合わせて、今後どのような方向性が望ましいかを検討し、結果を整理しているところです。この検討経過を保護者会で情報提供をしていきます。

■■■36M道路を考える会■■■

東日本大震災では首都圏でも多くの道路は長時間渋滞し、電車も全面的に運行中止となりました。国分寺市は防災対策を再考する必要があります 3・2・8 号線沿線は農住のバランスのとれた地域であり、防災の観点からもこの緑地は大きな役割をもっています。この沿

線に大型道路を建設することに大きな疑問を感じています。

*都市建設部 都市計画課

現在、東京都が実施している国分寺都市計画道路 3・2・8 号府中所沢線（以下「国 3・2・8 号線」という。）整備事業は、交通渋滞の緩和や防災機能の向上など事業効果が極めて高く、市としても必要な道路であると認識しております。

1. 3・2・8号線については、アセスの市長意見を堅持し、東京都に引き続き要請してください。

昨年度の回答「.. より一層の沿道環境への配慮につとめる..」を引き続き努力してください。特に五小は学校環境衛生基準にかかわる特別の地域に該当しますが、現状ではまったく考慮されておられません。国分寺市は東京都に要請を強めてください。

*環境部 環境計画課

市は、本事業について東京都環境影響評価条例（以下「条例」という。）に基づき平成 16 年 12 月 21 日付で「特例環境配慮書」、平成 22 年 3 月 12 日付で「環境影響評価調査計画書」及び平成 23 年 11 月 24 日付で「環境影響評価書案」に対する市長名での意見を東京都知事に提出してきました。

ご指摘の「学校環境衛生基準」では、教室等の環境の浮遊粉じん、一酸化炭素、二酸化窒素、揮発性有機化合物及び騒音レベル等について基準が設定されていますが、このことにつきましては「特例環境配慮書」への市長意見として、【市立第五小学校の教育環境に配慮し、環境施設帯に加え緩衝緑地帯を設置されたい。】との意見に対し、事業者の見解として、【本計画においては、車道の両側に幅 10 メートルの環境施設帯を設置し、低騒音舗装の採用や遮音壁を設置する等の環境保全のための措置を講じるため、第五小学校の教育環境は守られると考えます。】との見解が示されています。

市は、これまでの見解を基に引き続き関係法令の基準を満たすことはもとより、より一層の沿道環境への配慮に努めるよう東京都へ求めてまいります。

2. PM2.5, 五小, 複合汚染を含めて、アセスのやり直しを東京都に要請してください。

*環境部 環境計画課

ご指摘の PM2.5 及び複合汚染関係（温室効果ガスの二酸化炭素,）はもとより、環境基準が設定されている二酸化硫黄、一酸化炭素、及び光化学オキシダントについて、予測調査項目として選定するよう市長意見として提出してきましたが、事業者の見解では、「環境影響評価技術指針」（付解説）を基に予測の対象とされていないことから実施しないということです。

市は、事業者に対して指針以外の項目についても実施するよう要望していくと共に、市独自に本事業に関わる 2 地点において PM2.5 をはじめとして環境基準が設定されている他の項目についても引き続き測定を実施してまいります。

3. 沿道まちづくり検討会には、広く市民に参加を呼びかけてください。道路そのものの意見が言えるようにしてください。

* 都市建設部 都市計画課

沿道まちづくり地区別検討会では、土地利用の制限等により直接影響を受ける可能性のある沿道 30m の居住者及び地権者により検討を進めていますが、まちづくり推進地区である沿道 100m 以内の皆様に対しては、地区別検討会の検討状況をまちづくりニュースの配布により情報提供をするとともに、アンケートによりご意見を聴き、沿道まちづくり地区別検討会へ随時報告しております。

また、今後、まちづくり推進地区以外の市民の皆様に対しましても、適切な時期に検討内容についてのご意見を聴く機会を設けることとします。

なお、市としては道路の必要性は認めているところですが、事業そのものに関するご意見については、計画段階より、法令等に基づく東京都の説明会や都の協力を得ながら市で開催した説明会などを通じて、情報提供及び意見の聴取に努めてまいりました。今後も、事業者である東京都に対し、市民の立場に立った対応を求めるとともに、市としても引き続き市民の皆様のご質問やご相談に応じてまいります。

4. 3・2・8号線の建設に際し、沿線の50本余りの生活道路が寸断されます。市民生活に影響を与えることがないように、市役所裏の道路、歩行者、車椅子の通行を確保した計画にしてください。

* 都市建設部 都市計画課

国 3・2・8号線と交差する市道については、基本的には接続して通行機能が確保されるものと考えており、今後、事業者である東京都と市道交差部の具体的な形状等について協議を行ってまいります。

また、工事期間中の通行については、施工の都合上、一定の制約が生じることが想定されますが、安全対策やバリアフリー化をはじめ、生活動線、交通機能を極力確保するよう東京都へ求めてまいります。

■■■ 3. 4. 6号線を考える会 ■■■

昨年、2回目の住民説明会があり、当会からの要求に回答頂きましたが、「一日も早く危険な踏切の解消を」という住民からの声は変わりません。

東京都の平成 23 年 7 月広報第 79 号には、「都内 1130 か所の踏切のうち『開かずの踏切（ピーク時に 1 時間あたりの遮断時間が 40 分以上ある踏切）』は約 260 か所あり、22 年～23 年 4 月までに 3 路線で 15 か所の『開かずの踏切』を解消し、23 年度は 7 路線 8 か所、2 路線 4 か所に向けた準備を行っている」と説明がありました。

この工事進捗状況を鑑みると、東京都との契約から既に2年も経過しているにも関わらず、3.4.6号線の着工は一体何年先のことになるのか、非常に危惧しております。毎日この危険な踏切を利用せざるを得ない住民が、万が一事故にでも巻き込まれたら誰が責任をとるのか、この状況を一日も早く改善してもらいたいという強い願いのもと、以下の4点を要望致します。

1. 工事の方針、計画内容、期間、進捗状況、費用等の具体的内容について、市は住民へ明確な説明をすることを要望します。

*都市建設部 建設課

現在、東京都において国の事業認可取得に向けた図書の作成及び再設計を行っている状況であり、工事の方針、計画内容、期間、費用等の具体的内容については未定です。今後、進捗状況を含め、具体的内容がわかり次第、ご説明申し上げたいと考えます。

2. 「先の見通しが立たないまま放置せず、『暫定平面で』即時危険解消をしてほしい」という住民の要望を聞き入れてください。

*都市建設部 建設課

既存踏切の安全対策については、道路幅を広げることが一番の対策であります。現在の市の財政状況を考えますと、用地取得及び物件補償の費用負担は困難であります。困難な状況下においても関係機関と協議を行い、安全対策として踏切内の枕木拡幅、踏切直近に歩行者及び自転車通行路の確保、踏切東側法面の削除、路面のカラー舗装を行ってきたことから決して放置はしていないものと考えます。

また、暫定平面については、様々な可能性を検討いたしましたが、道路法上からも財政状況からも困難であると考えます。

3. 「道路を立体交差化するなら車両だけその道路を通行させ、歩道については現踏切を改善して平面のままにしてほしい」という住民の要望を聞き入れてください。

*都市建設部 建設課

立体交差化の目的が既存踏切の危険性を解消することにありますので、既存踏切については当然廃止する方向で検討しております。

4. 「西武国分寺線、西武多摩湖線の府中街道、五日市街道等の踏切の渋滞解消にも関連して、道路ではなく鉄道を上か下に動かしてほしい」という住民の要望を聞き入れてください。

*都市建設部 建設課

鉄道を上下に動かす場合についても、事業費は鉄道事業者の負担ではなく、沿線自治体の負担となります。アンダーパスによる施工に比べ、莫大な事業費が必要となることから現実的な方法ではないと考えます。

■■■東京土建国分寺支部■■■

1. 耐震助成制度の改善をはかってください。

*都市建設部 都市計画課

平成 25 年度において木造住宅の耐震化に関する調査を行い、耐震助成制度の改定について検討していく予定です。

2. 市内業者の施工に限定して、住宅リフォーム助成制度を新設してください。

*市民生活部 経済課

現在、市民の方が住宅改修される場合にご利用いただける市の制度といたしましては、「住宅改修等の融資制度」があります。この制度は、市民生活の向上を図ることを目的に創設されました。市民の方が家屋を改修する時に、指定金融機関に融資をあっせんし、利子補給をすることで、利便性の向上と安定した住環境の確保を行っております。

市内事業者の施工に限定することについては、利用者の事業者選択の自由という面もございますので、ご要望にお応えするのは難しいと考えております。

また、国分寺市の場合、「住宅改修等の融資制度」においては、他市のような年齢や所得の制限もなく、広く市民の方を対象としており、「耐震改修助成金制度」との併用も可能です。そのため、新たなリフォーム助成制度の創設ではなく、現行制度のPRに努めていきたいと考えております。住宅改修融資事業の利用者増を図り、結果として市内事業者の施工件数が増えるようPRを進めていきます。

3. 市内建設業者、建設労働者が窮状をしのぐための手立てを検討してください。

*総務部 総務課

地域の活性化のためには、市内事業者の協力は欠くことのできない要件であり、そのためには市内事業者の育成が重要な課題と考えております。その一方で、公共調達としては、公平・公正・競争性を保つことが制度として重要課題の一つであることも事実です。

市では、総合評価方式による競争の導入等により地域要件について配慮を図る等、競争性が担保できる仕組みづくりを行ってまいります。また、年間発注件数のバランスも考慮のうえ、工事担当部署との調整のうえ、早期発注の促進を図ってまいりたいと考えております。

4. 公園や公民館などの公共施設を点検し、老朽化、破損などで改修が必要なところ、危険個所については改修をおこなってください。その際、市内建設業者、建設労働者に仕事がまわるよう配慮してください。

*都市建設部 緑と水と公園課

*教育委員会 公民館

*総務部 総務課

公園の施設については、定期的に職員・専門業者による点検を実施しています。この点

検結果及び清掃委託業者や市民からの連絡により、老朽化など、利用者安全や利用に支障が生じるあるいは生じる恐れのある施設や遊具等に対しては、適時改修・修繕をおこなっています。公民館では改修が必要な箇所について、計画的に修繕をおこなっています。今後も従来と同様に必要箇所の改修をおこないます。

改修を行うに当たっては、改修規模等に応じ参加要件を市内業者とする等、基本的には市内事業者の受注機会の確保について配慮しております。また、発注の分割化についても、引続き工事担当課で取り組み、受注機会の確保を図ります。

5. 国分寺市小規模受注希望登録者への工事発注を促進してください。

＊総務部 総務課

国分寺市小規模工事受注希望登録者名簿制度は、2年度ごとの名簿登録を行っており、最新のもは、平成23・24年度の登録名簿となっています。平成23年度4月以降は、名簿の登録の申込みを随時受け付ける制度となっており、より参入しやすい環境の確保を図っております。

市では、当該名簿を常に電子上の庁内掲示板に掲示し、各所管課における50万未満の工事及び修繕については原則として当該名簿登録者へ発注するように周知しております。より多くの発注実績につながるよう、引続き周知徹底に努めます。

6. 市民に対する住宅相談体制を充実させ、「住宅改修等業者あっせん事業」の宣伝を強化してください。併せて、当面は毎月市報掲載を行ってください。

＊都市建設部 都市計画課

＊市民生活部 経済課

昭和56年5月以前に建築された木造住宅の所有者を対象に、耐震診断や耐震改修に関する耐震相談会（毎月1回）を開催しており、毎月1日号の市報にてお知らせしています。

また、分譲マンションについては、一般社団法人首都圏マンション管理士会が行っているマンション管理セミナー及び無料相談会の開催を市報にて案内しております。

住宅改修等業者あっせん事業の宣伝については、以前より住宅の増・改築・修繕等で施工業者の心当たりがない方に、市内事業者支援の立場から建設業団体（国分寺建築組合、東京土建一般労働組合小金井国分寺支部、国分寺市住宅総合センター、東京都中小建築業協会多摩中央支部）を紹介しております。また、住宅改修業者あっせん事業及び住宅改修資金融資あっせん事業について、ホームページや市報への掲載もしております。毎月の市報掲載につきましては、他課の記事も多くありますので難しいと思いますが、適宜掲載していきたいと思っております。

7. アスベスト飛散防止条例を制定してください。

*環境部 環境計画課

石綿（アスベスト）の飛散防止については、以下のとおり現行の関係法令で規定されており、飛散防止の対策は十分であると考えられることから、当市独自の条例制定は予定していません。

「石綿障害予防規則」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により既存の建築物等の解体を行う場合は、あらかじめ石綿含有材料の使用状況（材料の種類並びに使用の箇所及び規模）を設計図書及び現場目視等によって調査し、把握することが義務付けられています。

この事前調査において、吹付け石綿等の特定建築材料の使用が確認された場合は、解体作業着手前に関係官庁への届け出が必要となり、石綿の除去作業にあたっては、作業場と外気とを隔離して、外部に石綿が飛散しない工法が義務付けられています。

なお、アスベストの健康への影響や労災等専門性を有する相談については、最寄りの保健所や労働基準監督署等の専門機関への紹介を行っています。

8. 消費税増税はさらに景気の悪化を招き、市民生活に多大な影響を与えます。国に増税中止の意見書を提出してください。

■■■三多摩健康友の会・ヘルパーステーション「コスモス国分寺」■■■

～医療保険について～

1. 自治体として国保を守る立場から国の責任を明確にし、国庫負担の増額を要請してください。

国民健康保険法は第1条で国民健康保険制度は社会保障と明記し、運営に国が責任をもつことが明確にされています。これに対する市長の認識を伺ったところ、「この制度を維持していく上での必要な医療保障のための財政保障を国がその責任において行うべきであると考えています」（昨年度）との回答をいただきました。昭和33年の国保法改正時の議論、勧告を無視し国が責任を棚上げしてきたことが国保の財政危機を作りだしています。自治体として国保を守る立場から国の責任を明確にし、国庫負担の増額を要請してください。改めて要請します。

*福祉保健部 保険課

昨年は、制度を維持していく上での財政保障の責任を国が負うべきとお答えするとともに、国への要求は国分寺市単独では困難であることを申し上げました。

現在、国で医療制度改革の検討が行われております。その内容を吟味したうえで、意見をするタイミングをはかりたいと考えております。

2. 以下の項目について、データを公表してください。

ア. 2012 年度までの 10 年間の、年度ごと国保滞納者数及び差し押さえ件数、かつ、現実に保険証が手元に届いてなかった人（今年度は、いない人）の数。

*改善のための具体的対策についても、併せて説明してください。

*総務部 納税課

*福祉保健部 保険課

2008年度から2012年度までの年度ごとの国保滞納者数及び差押え件数は次の表のとおりです。また、9月の短期証発行対象者で、納付相談等に応じていないため保険証を未発行となるのは、365世帯です。（10月8日現在）

年度	滞納者数	差押件数
2008(平成20年度)	3295	276
2009(平成21年度)	3361	297
2010(平成22年度)	3525	253
2011(平成23年度)	3536	312
2012(平成24年度)	3155	207

※滞納者数……2008年度から2011年度は、決算時における滞納繰越調定額がある滞納者の数、2012年度は平成24年6月1日現在の滞納者数。

※差押件数……参加差押えを含む。2012年度は平成24年10月10日現在の件数。

イ. 過去 5～10 年間の国庫補助の内訳（項目別）と補助額の一覧。

*福祉保健部 保険課

別紙資料 1 をご参照ください。

ウ. 過去 5～10 年間の一般会計からの繰入額と、一人当たりの割合。

*三多摩 26 市との比較表を作成して示してください。

*福祉保健部 保険課

別紙資料 1 をご参照ください。（提供できる 26 市の比較表はございません）

エ. 仮に国保への国庫補助の削減がなされなかった場合の、2008 年度から 2012 年度までの国庫補助額（概算）。

*国保への国庫補助は、昭和 33 年の国保新法で再出発の際には保険給付費の 5 割でした。それが、1985 年に 38%に削減され、以後も削減され続けています。もし削減されなかった場合、国庫補助がいくらなされていたか、2008 年度から 2012 年度まで、概算で構いませんので算出した数字を示してください。

*福祉保健部 保険課

別紙資料 1 をご参照ください。

オ. 後期高齢者医療保険の 2008 年度から本年度までの年度ごと保険料滞納者数及び差し押さえ件数, かつ, 現実に保険証が手元に届いてなかった人の数 (今年度については「手元に届いていない人数」)。

*改善のための具体的対策についても, 併せて説明してください。

*福祉保健部 保険課

別紙資料 1 をご参照ください。

3. 特定健診の実施医療機関の見直しについて, 成果及び対策について説明してください。

昨年度の要望書提出時点では, 特定健診の受診率が極端に悪い状況であり, 75 歳以上の受診率も同様でした。「特定健診の実施医療機関を見直し調整したい」との回答でしたが, その後の成果及び対策について説明してください。また, 現在の国分寺市の到達状況を三多摩 26 市と比較し説明してください。

*福祉保健部 福祉計画課

40 歳以上 65 歳までの受診率が, 66 歳以上 75 歳未満に比べて低い原因として, 66 歳以上 75 歳未満の方については最寄りの実施医療機関 (国立市, 小平市を含む) で受診できるのに対し, 40 歳以上 65 歳までの方は実施医療機関が公衆衛生センター (いずみプラザ 2 階) のみとなっていることが考えられます。

現在, 40 歳以上 65 歳までの方も, 公衆衛生センター以外の実施医療機関で受診できないか, また受診時間, 受診日の拡大も含め, 医師会と協議を進めています。

到達状況については, 当市と 26 市との比較は別添 (別表 2) のとおりです。

～介護保険について～

1. 以下の項目について, データを公表してください。

ア. 国分寺市の介護サービスの整備状況と全国平均との比較

*昨年度の回答では全国平均, 三多摩 26 市平均いずれよりも下まわっている状況でした。現時点の到達状況と改善された点を説明してください。

*福祉保健部 福祉計画課

国分寺市内の特別養護老人ホームは (小規模特養を含み) 5 か所 362 床で, このベッド数を本年 1 月 1 日付け 65 歳以上人口で割ると 1.58% となり, 昨年度の 1.17% から大きく改善されました。同じ形で算定した全国平均は 1.56% (H18.10.1 現在) です。

イ. 2012 年度までの 10 年間の年度ごと介護保険料滞納者数及び差し押さえ件数, かつ, 現実に保険証が手元に届いてなかった人の数 (今年度については「いない人数」)。

*改善のための具体的対策についても説明してください。

*福祉保健部 介護保険課

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
滞納者数	367	368	345
差押件数	0	0	0

※介護保険料収納率向上策

- ①納付催告書発行
- ②訪問徴収の実施
- ③休日納付窓口の開設
- ④給付制限の警告（市報・督促状同封文等）

ウ. 要介護認定被保険者の介護度別推移（過去 10 年間）

*状況を説明してください。

*福祉保健部 介護保険課

認定者の総数が増え、特に要支援 1・要支援 2・要介護 1 という比較的軽度の認定者が増えています。

要介護度			
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要支援 1	407	514	571
要支援 2	300	313	315
要介護 1	799	886	992
要介護 2	670	650	638
要介護 3	457	434	431
要介護 4	445	431	452
要介護 5	431	436	462
合計	3,509	3,664	3,861

エ. 介護度別の利用率の推移（過去 10 年間）

*状況を説明してください。

*福祉保健部 介護保険課

軽度の方の利用率が低く、重度の方の利用率が高い傾向にあり、平均利用率が 50%弱で推移しています。

要介護度(%)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要支援 1	42.3	59.3	42.6

要支援 2	36.2	44.8	37.9
要介護 1	33.9	33.1	37.4
要介護 2	44.4	45.9	49.3
要介護 3	49.2	51.5	51.1
要介護 4	54.3	56.5	55.9
要介護 5	58.2	63.8	60.1
平均(%)	45.3	47.4	47.6

オ. 介護認定されているにも関わらず、利用していない被保険者の介護度別人数（過去10年間）

*状況を説明してください。

*福祉保健部 介護保険課

未利用の方は、入院等の理由によるものです。

要介護度(人)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要支援 1	154	240	228
要支援 2	99	97	96
要介護 1	159	170	174
要介護 2	44	42	52
要介護 3	15	-8	22
要介護 4	32	32	12
要介護 5	70	67	61
計	573	640	645
利用割合(%)	83.7	82.6	83.5

※ 各年4月利用分

カ. 第5期介護保険事業計画の保険料改定にあたって、低所得者への所得段階細分化により負担軽減を図ったと聞きますが、具体的に各段階の負担額と差額を表にして示してください。

*福祉保健部 介護保険課

次ページのとおりです。

■第5期介護保険事業計画 介護保険料

第4期(平成21年～平成23年)

所得段階		負担割合	保険料 (月額)
第1段階	生活保護の受給者、および世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金を受けている方	0.25	11,500 (958)
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.25	11,500 (958)
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	0.75	34,500 (2,875)
特例 第4段階	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.80	36,800 (3,066)
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	1.00	45,900 (3,818)
第5段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.15	52,800 (4,400)
第6段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	57,400 (4,783)
第7段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	1.50	68,900 (5,741)
第8段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	1.75	80,400 (6,700)
第9段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.00	91,800 (7,650)
第10段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.15	98,700 (8,225)

第5期(平成24年～平成26年)

所得段階		負担割合	保険料 (月額)	23.10.1 人数(割合)
第1段階	生活保護の受給者・中国残留邦人等の支援給付受給者、および世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金を受けている方	0.25	13,300 (1,108)	378人 (1.6%)
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.25	13,300 (1,108)	3,247人 (14.1%)
特例 第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える120万円以下の方	0.60	31,900 (2,658)	1,010人 (4.4%)
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	0.75	39,800 (3,316)	995人 (4.3%)
特例 第4段階	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.80	42,500 (3,541)	4,106人 (17.8%)
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	1.00	53,100 (4,425)	2,329人 (10.0%)
第5段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.15	61,100 (5,091)	1,940人 (8.4%)
第6段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	66,400 (5,533)	2,667人 (11.6%)
第7段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	1.50	79,700 (6,641)	4,974人 (21.5%)
第8段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	1.75	92,900 (7,741)	687人 (3.0%)
第9段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.00	106,200 (8,850)	174人 (0.8%)
第10段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.15	114,200 (9,516)	274人 (1.2%)
第11段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額が1,500万円以上の方	2.30	122,100 (10,175)	307人 (1.3%)

2. 市民実態調査を実施しているとのことですが、内容と結果を提供してください。また、実態調査の市民の声、要望を今期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に具体的にどのように生かされたのか説明してください。

＊福祉保健部 福祉計画課

平成 22 年秋に「市民生活・意向等調査 介護保険実態調査」を実施し、現在は報告書として市ホームページでご覧になれます。この調査は計画策定の基礎資料として活用し、主に重点施策の見直しに反映しております。

3. 介護保険の利用料が高く充分利用できない状況があります。利用料 3%の負担軽減策を復活させてください。

＊福祉保健部 介護保険課

介護保険制度創設に伴い、低所得の方に対する制度移行に伴う利用者負担の激変緩和を目的として「訪問介護等利用者負担額減額事業」を実施しました。

制度移行から時間も経過したことから、平成 18 年度に上記事業を廃止し、新たに同年 7 月より「社会福祉法人及び介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担額軽減事業」を実施しています。

現状の事業は、2.5 割の軽減であり当時との比較では十分な額とは言えませんが、「訪問介護等利用者負担額減額事業」は、制度移行に伴う利用者負担の激変緩和が目的であったことをご理解くださるようお願いいたします。

4. 特別養護老人ホームの入所待機者をなくすために、低所得者でも入居できる特別養護老人ホームを必要数だけ建設してください。なお、第 5 期介護保険事業での計画を説明してください。

＊福祉保健部 福祉計画課

一般的に多床室は個室に比べ低料金の設定となっております。現在、市内の特養における個室と多床室の比率は、ほぼ 6 : 4 となっており、この比率を 7 : 3 とすることを目標に整備を進めております。

5. 第 5 期介護保険事業計画で、地域包括ケアシステムについて取り入れることになっていきます。具体的にどのように取り入れたか説明してください。

＊福祉保健部 福祉計画課

国が示した地域包括ケアの 5 つの視点に基づき、①家族の介護負担を軽減するための施策②東日本大震災を踏まえた災害時要援護者登録制度など、安全確保に向けた施策③高齢者の多様な住まいの確保に向けた施策④「地域のひろば」の開催など、市民活動・ボランティア活動等の活性化に向けた施策を重点施策として掲げました。

6. 数年前に厚労省は、介護給付費適正化につとめるよう都道府県を通じて指示をいたしました。国分寺市がどのように対応しているのか、状況を説明してください。

＊福祉保健部 介護保険課

利用者に対する適正な介護サービスを確保するとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築を目的として、東京都は、第2期介護給付適正化計画（平成23年度～平成26年度）を策定しています。

具体的な実施目標は、市が地域の実情を踏まえた効果的な取組を優先し、主要5事業である ①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③住宅改修等の点検 ④医療情報との突合・縦覧点検 ⑤介護給付費通知 を中心に実施しています。

7. 紙オムツを必要な人には、すべての人に支給してください。また、必要としている高齢者の利用が少ないとのことですが、支給について知らない市民もいるのではと懸念されます。積極的な対策を求めます。

＊福祉保健部 高齢者相談室

「紙おむつ等支給事業」については、平成20年度に当制度を利用された高齢者は延べ2,764人（事業費18,261,844円）であり、平成21年度は2,879人（19,269,094円）、平成22年度は3,187人（21,756,998円）そして平成23年度は3,281人（22,482,059円）と増加傾向となっています。

当事業は高齢者在宅支援として取り組んでいますが、現制度のもとでも未利用高齢者が多数いらっしゃると思われます。当事業が必要な高齢者に利用いただくため、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者と連携を図りながら、また介護保険課と相互協力を行ないながら利用者の拡充を図っていきます。

■■■全日本年金者組合国分寺支部■■■

1. 「高齢者緊急通報システム」を拡充してください。

昨年3月議会でこの「拡充」にたいする陳情は採択されています。一人暮らしの高齢者、または高齢者だけの二世帯で、病気や介護認定等で日常生活に不安のある世帯に対し、その不安を解消する「緊急システム」の拡充をお願いします。

市の緊急システムは重症の病気をもつ方だけに適用され、利用者も50人程度と伺っています。不安を感じているすべての方を対象にしてください。

また、緊急電話助成事業の対象者は住民税非課税の方となっていますが、全ての希望者を対象にしてください。

＊福祉保健部 高齢者相談室

当事業の対象者は、予算面や民間事業との住み分けなどがあり、現に緊急性の高い「常時注意を要する状態にあるもの」としています。緊急通報システムの案内については、各種機会を捉え、民間事業も含めてわかりやすく周知を図っていきます。また、緊急時対応

としては緊急通報システムのほかにも緊急電話助成事業もありますので、利用者からの相談内容を確認の上対応させていただきたいと考えます。緊急電話助成につきましては、福祉電話同様に低所得者向け事業として位置づけております。

2. 節目の高齢者へのお祝いと安否確認をお願いします。

日本に古来からある高齢者へのお祝いとして、喜寿（77歳）、米寿（88歳）、白寿（99歳）の方へ敬老の表明と安否確認にもつながる記念品の贈呈をお願いします。

*福祉保健部 高齢者相談室

国分寺市では、平成13年度までは75歳以上の方に敬老金及び77歳・88歳・99歳・100歳・101歳以上の方に記念品（緑茶、羊羹等）を、平成14年度から17年度までは77歳・88歳・99歳・100歳以上の方に敬老金を支給していました。平成18年度からは現行の100歳以上の方へ記念品（カタログギフト）をお贈りしています。

敬老金の支給につきましては、現金給付の見直しを行った結果、平成18年度に廃止したものとなりますので、ご理解をお願いいたします。

■■■東京都教職員組合北多摩西支部 国分寺地区協議会■■■

1. 特別教室の冷房化を実現してください。

例年続く猛暑の中、国分寺市の学校冷房化（普通教室クーラー設置）が実現し、夏場の子どもたちの学校生活が改善されことに感謝いたします。しかし、残されている特別教室での授業（例：家庭科・技術・美術教室、普通教室外での少人数授業）では、依然として厳しい暑熱環境のもと、授業が行われています。特別教室の冷房化の実現をお願いいたします。また、国・都にも補助金を出すよう働きかけてください。

*教育委員会 庶務課

国・都補助金を活用し、全小中学校普通教室エアコン設置工事が完了しました。特別教室については、今後の検討課題としていきます。

2. 国分寺市としても「35人学級実現」に向けて続けて国に働きかけてください。

今年度は35人学級が小学校2年生まで拡大されました。35人以下の学級を担当する1年生のある教員からは「以前より一人一人の子どもをじっくりと指導する時間が増えた」と、少人数学級に対する教育への効果の声が聞かれます。文部科学省としても35人学級推進へと歩みを進めています。国分寺市としても、「35人学級実現」に向けて続けて国に働きかけてください。また、国分寺市としても国に先立つ35人学級の実現や、人数基準の改善、学年・特殊事情のある学級への拡大をお願いいたします。

*教育委員会 学校指導課

平成23年度から小学校1年生が35人学級に、平成24年度から小学校2年生に教員の加配がありました。来年度の動向は現在確認できていません。

35 人学級の学校から、「少人数よりきめ細かく指導できる」との声を聞いていますので、今後機会があれば、国や都へ要望していきます。

3. インターネット環境（通信速度）改善策を早急に実施してください。

国分寺市の情報教育に欠かせないパソコン教室。生徒パソコンなど、機器が新しくなり、活用が望まれます。しかし、現在の情報化社会で欠かすことの出来ない「インターネット環境」の遅れが、学校現場で問題となっています。ある中学校では、総合学習の授業において調べ学習を行う際、授業を開始後すぐに最初の検索画面が表示されたのが、「数名」。検索エンジン（Yahoo!）を利用して、目的のサイトまでたどり着けたのも「数名」という状況でした。調べ学習のときに必要ですので、インターネット環境（通信速度）改善策を早急に実施してください。

*教育委員会 庶務課

平成 24 年度から平成 25 年度にかけて教育関係システムを対象とした一括導入の検討を行っていきます。小中学校のサーバーにつきましても対象となっているため、今後検討を進めていきます。

4. 市内全ての小中学校を総括する衛生委員会の設置、産業医の選任、各学校に衛生管理者の選任をしてください。

24 年度から、「国分寺市立学校衛生推進者選任要綱」が施行され、市内各小中学校に（労働安全衛生法による）「衛生推進者」が選任されました。昨年度の要望でもありましたが、数年来の要望にこたえて頂いたことに、感謝いたします。しかし、この要綱は50人以上の労働者が働く学校についての規定は無く、労働安全衛生法に定められている「業種にかかわらず常時50人以上の労働者を使用する事業所」に必置義務がある「衛生管理者」「産業医」「衛生委員会」を置くことについて触れていません。23年度市内では、教職員だけでなく、用務員・給食調理などの労働者を含むと50人を超える学校がすでに小学校で4校、45～49人の労働者が働く学校が4校あり、いつ50人を超えてもおかしくない状況です。労働安全衛生体制の確立のため、市内全ての小中学校を総括する衛生委員会の設置、産業医の選任、各学校に衛生管理者の選任をしてください。

*教育委員会 庶務課

平成 24 年度に「国分寺市立学校衛生推進者選任要綱」を制定し、全小中学校に「衛生推進者」を選任しました。今後も教職員の労働安全意識の高揚を図るとともに、労働安全衛生体制の整備を図っていきます。

5. 小学校での自校直営方式の給食を維持してください。

給食調理の民間委託については、給食の質の低下・食材の安全性が保たれるかが危惧されます。安心・安全でおいしい給食の実施を守るためにも、小学校での自校直営方式を維

持してください。

＊教育委員会 学務課

小学校給食については、教育委員会及び学校が責任を持って実施し、委託実施後についても、現在と同様に市職員の栄養職員が、献立作成、食材の発注及び検収の最終確認等を行い、できあがった給食の検食は、小学校長等が行います。委託後についても、調理業務を行う者の中から現場の業務遂行上の責任を負うべき「業務責任者」を定めて、栄養職員及び学校との連絡調整等を行います。栄養職員は業務責任者に対して指示・説明等を行い、業務責任者が各調理員を指導することにより、栄養職員の意図することが、調理等に反映されることから、これまで同様の安全・安心でおいしい給食を提供していきます。

6. 学校の改修を実施してください。

(ア) トイレの改修（臭い、など） (イ) 自転車置き場（屋根付き）の増設

＊教育委員会 庶務課

各小中学校のトイレについては、計画的に改修を行っていきます。その他の施設改修については、各小中学校の施設状況を鑑みて行っていきます。

7. 保護者の私費負担軽減のため、以下の対策を講じてください。

(ア) 児童・生徒の移動教室、修学旅行補助金の増額をしてください。

＊教育委員会 学務課

各補助金の増額については現在の財政状況から困難であると考えていますが、現状の水準を維持していくことに努力してまいります。

(イ) 教材費等への補助をしてください

＊教育委員会 学校指導課

教材費等の補助については、一部の副読本を除いて教育委員会は費用について補助をしていません。教材の選定は各学校において授業計画に沿って行っていますが、「国分寺市公立学校の管理運営に関する規則」18条第2項の中に「教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。」とあるように、各学校には教材等の選定について適切に行い、保護者の負担が最小となるよう、さらに指導をしていきます。

8. 学校予算を減少しないようにしてください。

新しい学習指導要領が完全実施され、教科書が新しくなった教科などでは、使用する教材を新しくせねばならず、今年度購入できなかった教科は、来年度以降に購入を持ち越さざるをえないという大変な状況です。学校予算を減少しないようにしてください。

＊教育委員会 庶務課

厳しい財政状況の中、国分寺市では収支均衡型を目指した予算編成を行っております。学校配当予算についても、創意工夫により一定の水準を維持していくことに努めていきま

す。

9. 用具運搬のための機材購入費用の補助をしてください。また、乗用車の使用を認めてください。

校外に荷物・用具を運搬するとき、大きく、運ぶのが大変な荷物でも子どもが運んでいることがあります。市での用具運搬補助の制度などはありますか。また、乗用車の使用を認めてください。

*教育委員会 庶務課

用具運搬補助の制度はありませんが、庁用車（トラック、ワゴン車等）を公務で使用する場合、教職員においても使用することが可能です。